

(仮称) 焼山風力発電事業計画段階環境配慮書に係る知事意見

令和6年(2024年)8月8日付け

オリックス株式会社宛て

本事業は、上磯郡木古内町並びに檜山郡上ノ国町及び厚沢部町の約3,815.8haを事業実施想定区域として、全高最大214m、ローター直径最大158mに及ぶ最大17基の風力発電機による最大出力85,400kWの風力発電所を設置する計画である。

事業実施想定区域及びその周辺には、自然度の高い植生や保安林といった重要な自然環境のまよりの場が存在しており、クマタカなどの希少鳥類の生息情報がある。また、同区域には、砂防指定地等が存在しているほか、同区域及びその周辺には環境影響評価法令の対象である風力発電事業が存在している。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に対応すること。

1 総括的事項

(1) 今後の対象事業実施区域の設定、事業の規模、風車の配置及び構造・機種種の検討に当たっては、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、最新の知見の収集や地域の状況に精通した複数の専門家等から助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切な方法により調査を行い、科学的根拠に基づく予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること。

なお、その過程において、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合若しくは回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、事業規模の縮小など事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避又は低減すること。

(2) 本配慮書では、風況や道路整備状況、法令等の制約を受ける場所、環境保全上留意が必要な場所等を確認し事業実施想定区域を設定したとしている。しかし、砂防指定地が確認されていないなど、その検討過程の説明が不十分で分かりにくい部分があることから、方法書ではその検討過程について分かりやすく記載すること。

(3) 事業実施想定区域及びその周辺には、他事業者が先行して環境影響評価手続を実施している風力発電事業があることから、当該事業者と十分協議を行った上で風車の配置などの事業計画を検討すること。また、当該事業者から必要な情報を入手し、累積的影響が生じるおそれのある環境影響評価項目を漏れなく選定すること。その上で、適切に調査、予測及び評価を実施し、確実に環境影響を回避又は低減すること。

(4) 今後の手続きに当たっては、相互理解の促進のため、関係町、関係機関、住民等への積極的

な情報提供や丁寧な説明に努めること。

- (5) インターネットによる環境影響評価図書の公表に当たっては、縦覧期間中のダウンロードや印刷が可能とされ、情報公開に関する一定の配慮が行われている。今後も、法令に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなども含め、さらなる利便性の向上に努めること。

2 個別的事項

(1) 水質

本配慮書では、工事中の水の濁りについては計画段階配慮事項として選定していないが、事業実施想定区域には、木古内町の水道水源の集水域のほか、さけ・ます増殖事業が行われている木古内川、天野川及び厚沢部川の本支流が含まれており、土地改変に伴う濁水や土砂の流入などによる影響が懸念される。このため、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ濁水等の防止措置を講じることや水道水源の水質に影響を及ぼすと考えられる区域を事業実施想定区域から除外することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(2) 動物

ア 事業実施想定区域及びその周辺は、文献や専門家ヒアリング等によりクマタカ等の希少な鳥類の生息のほか、ノスリや夜間の鳥類等の渡り、コヤマコウモリ等の希少なコウモリ類の生息に関する情報が得られている。このため、関係機関や専門家等からの助言を得ながら、これらの動物の移動経路、生息状況等に関する詳細な調査を行うこと。その上で、バードストライクやバットストライク、生息環境の変化などの影響について適切な方法により予測及び評価を実施し、その結果を風車配置等の検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

イ 動物相については、哺乳類や鳥類だけでなく昆虫類など各分類群の専門家等からの助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な動物種について、適切な方法により予測及び評価を実施し、生息地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(3) 植物及び生態系

ア 事業実施想定区域には植生自然度の高いヨシクラスやヒノキアスナロ群落(Ⅳ)、保安林などの重要な自然環境のまとまりの場が存在していることから、風車や搬入路の設置に伴う土地改変箇所の検討に当たっては、それらの範囲を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

特に、保安林は同区域の大部分を占めており、重大な影響が懸念されることから、当該保安林の関係機関と事前に十分協議した上で事業計画を検討すること。

イ 植物相については、専門家等からの助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な植物種について適切な方法により予測及び評価を実施し、生育地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

ウ 生態系については、専門家等からの助言を得ながら、上位性注目種や典型性注目種等について、事業実施想定区域周辺の生態系を特徴づける適切な種を選定した上で調査、予測及び評価を実施し、注目種やその餌資源の好適な生息地又は生育地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(4) 景観

ア 本配慮書では、主要な眺望点については、関係自治体や観光協会等のホームページ、パンフレットに掲載の情報等に基づき選定しているが、関係自治体に限らず、その他機関等へのヒアリングなどにより他に選定すべき眺望点がないか改めて検討すること。その上で、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

イ 事業実施想定区域には、景観資源である瓜谷ダム湖が含まれており、事業による改変により直接的な影響を受ける可能性がある。このため、こうした景観資源への影響について適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。